

## 川崎市基金管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号。以下「条例」という。）及び川崎市基金条例施行規則（昭和46年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(総括管理)

第2条 川崎市財産規則（昭和39年4月1日規則第33号）第60条の規定により財政局長は、基金管理に関する事務を総括する。

2 財政局長は、基金の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用するため、主管局長と必要がある場合には協議する。

3 財政局長は、積立基金（公共下水道事業基金を除く。以下、同じ）に属する現金について、主管局長からの運用委任（第1号様式）により一元管理する。運用基金に属する現金は、条例に定める設置の目的に応じ、主管局長が適切に管理する。

(積立基金の資金計画等)

第3条 積立基金の新規の積立て及び処分の時期は、原則として、3月末とする。ただし、決算調整を行う基金は、出納整理期間の5月末とし、条例第6条に定める歳計剰余金の財政調整基金への編入については、7月末とする。

運用益金（繰替運用に係る運用益金を含む。以下、同じ）についての収入の時期及び当該基金に編入する基金の積立時期は、9月末及び3月末とする。

2 主管局長は、毎年度予算が確定したときに積立基金の積立て及び処分の金額及び時期を勘案し、5年間の資金計画（第2号様式）を作成し、財政局長に提出する。

3 財政局長は、資金計画に基づき、基金に属する現金の運用計画（第3号様式）を作成し、必要な事項について会計管理者と協議する。

（現金の管理の基本原則）

第4条 基金に属する現金は、以下の基本原則に基づき管理する。

（1）安全性の確保

（2）流動性の確保

（3）効率性の追求

（現金の管理方法）

第5条 現金の管理方法は、以下のとおりとする。

（1）指定金融機関等（地方自治法施行令第168条に規定する金融機関）への預貯金。ただし、元本保証のないものを除く。

（2）国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の1社以上から格付符号AA(Moody'sによる格付については格付符号Aa2)以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。)の取得

（3）歳計現金への繰替運用

（4）その他前条各号に適合する方法

（積立基金の現金の管理手続）

第6条 基金に属する現金の管理手続は、条例第7条及び規則第3条並びに条例第9条及び規則第5条に定めるほか、第4条の基本原則に従い、積立基金を一括運用とし、市長は金額、期間、金融商品等を定め、会計管理者に通知する。ただし、債券運用については、条例に定める基金の設置の目的に支障のない範囲で資金計画に基づき、会計管理者と協議のうえ取得する。

2 会計管理者は、前項の通知に基づき、適切な金融機関等を選定し、その結果

を市長あて財政局長に通知する。

(運用状況等通知)

第7条 財政局長は前条第2項の通知に基づき、必要な時期に運用内容及び基金残高に応じた運用益金の配分(第4号様式)を主管局長に通知する。

2 主管局長は、前項の通知に基づき、予算執行及び財産管理等、適切な管理を行う。

(運用益金の収入方法の特例)

第8条 積立基金の運用益金の収入は、公債管理特別会計(減債基金利子収入)で一時的に受入れ、前条の通知に基づき、各基金へ収入振替を行う。

(その他必要事項)

第9条 基金に属する現金の預貯金及び債券並びに繰替運用の具体的な取扱については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(第1号様式)

文書番号

日付

財政局長あて

所管局長名

基金に属する現金の運用委任について

基金管理要綱第2条第3項の規定に基づき、基金に属する現金の運用については財政局長に一任します。

1. 基金名称

基金

2. 基金の予定額

円

(第2号様式)

文書番号

日付

財政局長あて

所管局長名

基金の資金計画について

基金管理要綱第3条第2項の規定に基づき、基金の資金計画を提出します。

1. 基金名称

基金

2. 資金計画 別紙

(第3号様式)

文書番号

日付

会計管理者あて

財政局長名

基金に属する現金の運用計画について

基金管理要綱第3条第3項の規定に基づき、別紙により、平成 年度の  
基金に属する現金の運用計画を提出します。

(財政部資金課 担当)

(第4号様式)

文書番号  
日付

主管局長あて

財政局長名

基金に属する現金の運用状況等について

基金管理要綱第7条第1項の規定に基づき、別紙により、平成 年度の  
基金に属する現金の運用状況等を通知します。

(財政部資金課 担当)